全建連新聞

社団法人　全国中小建築工事業団体連合会
東京都港区赤坂2丁目
2番19号　〒107
アドレスビル内
電話03（586）3381
購読料送料共
半年200円1ヵ年400円

規模/技術/品質を誇る
建設省防火建築材料認定品
三菱石膏ボード
発売元　三菱商事株式会社
製造元　日東石膏株式会社
日東石膏ボード株式会社
日本石膏ボード株式会社

53年度 政府予算案まとまる

受注量増大へ

個人住宅四〇万戸へ拡大

昭和五三年度予算の政府案が昨年十二月二九日の臨時閣議で正式にきまり、一月二一日再開の通常国会で審議決定される。この政府予算案の特色は、財政主導による景気回復に重点がおかれ、下水道や公園、住宅対策など生活関連中心に一般公共事業費として五兆千八百三十五億円を計上、過去最高の水準となっている。また財政投融資計画では総額十四兆八千八百七十六億円を計上、住宅金融公庫など住宅、公共事業関連部門に重点的に配分している。当会と関連する政府予算は次のとおり。

住宅金融公庫融資

住宅金融公庫融資の個人むけ住宅融資は大蔵原案内示に十万戸上乗せした計四十万戸（今年度当初二四万四千戸）に増戸するとともに、融資限度額については木造住宅四百五十万円を五百万円（大都市地域）に引上げ、償還期間を木造十八年から二五年、簡易耐火二五年を三十年に延長している。また五三年度だけの措置として一年間の元金据置を行う。土地融資は現行貸付限度額百九十万円を三百五十万円に引上げるとともに、融資対象を拡大して一定の優良な宅地についても貸付けを行うとしている。

建設振興対策事業

建設業の育成、振興を図るための施策について、①建設業情報処理システムの整備に二千五百万円②建設業者に対する経営指導九百万円、③建設業等構造基本調査に九百万円等の推進経費があてられている。

これらの施策内容については本紙で既に広報しているがまとめてみると、①建設業者に関する各種データーをコンピューターに入力し、業法による許可業の合理化を図り業者の経営分析等も行う。②建設業振興基金を活用した総合工事業者及び専門工事業者に対する経営指導、③業界の体質改善等行政の適切な施策の推進を図るため営業、労働力等の調査をし実態把握を行う——となっている。

在来工法合理化関連事業

木造在来工法住宅の振興を促す事業は、建設、林野両省庁によりそれぞれ予算がまとめられている。

建設省事業については、①木造住宅在来工法の合理化促進経費が七千五二万円と、今年度四千万円の予算額を七六％上まわり、他、②ハウス55開発経費四億五千五百万円、③住宅等建築物の省エネルギー化の推進（新規）七百万円となっている。

林野庁関係では、①日本住宅木材技術センター事業費九千七百五六万円、②在来工法住宅部材流通消費改善対策事業（在来工法住宅部材の流通システム化）一億九百九十万円といずれも今年度予算を大きく上まわっている。

職業訓練対策事業

労働省では、生涯教育訓練体制の確立を目指しているが、五三年度の大きなとりくみとして、有給教育訓練休暇奨励制度と職業訓練派遣奨励金制度の充実があげられる。①有給教育訓練休暇奨励制度については、現行の給付金月額を中小企業千四百八十四円、大企業を千百十円に引きあげている。

また、②職業訓練派遣奨励金制度は、従来、支給対象派遣施設を公共職業訓練施設に限定していたのを認定職業訓練施設にも拡大し給付金月額を千四百八十四円に増額することにしている。

③認定職業訓練助成事業の充実については、運営費補助単価を、養成訓練二万二千九百円、成人訓練を六千五百円に増額している。

全建連の予算運動実る

この予算案については種々評価のあるところであるが、全建連としては中小建築工事業界の企業経営の安定と振興、明日の繁栄にむけ広範な運動をくり広げた。

今回の予算獲得についての全建連の運動は、昨年五月の第四回定期総会の直後すでに開始され、総会決議重要事項、とくに対政府案件である①中小建築工事業界の近代化助成、②住宅金融制度の拡充③在来工法合理化促進、④建設労働対策の強化、等について積極的にとりくみを行い、十二月二九日の政府案決定まで十数次にわたる建議運動が関係省庁、首脳、国会議員に対して行われた。結果については上記の通りであるが、業界の当面している受注の確保について住宅金融公庫の大幅な事業強化、在来工法住宅振興のための予算強化等にみられるように一応の成果をもたらしている。

軌道にのった事業活動

日本住宅木材技術センター

（財）日本住宅木材技術センターが昨年十月設立されてから三ヵ月、その設立趣旨にある木造住宅生産の近代化、合理化にむけ、大きく機能してきている。

センターの運営機構である運営委員会（中川常務理事が参加）の最近の会議内容をみてみると、政府補助金並びに委託費による事業を推進するための専門委員会の設置、在来工法木造住宅耐力試験の取りくみ、など事業展開に大きな動きを行ってきている。

このように建築業界と木材業界が一体となって在来工法木造住宅の普及、振興にむけ、これら一つ一つの懸案に対処を始めたことは、当業界の発展に大きく結びつくもので、その成果が期待されている。

創設の動き第二段階に 住宅施工（管理）士

全建連では、かねてより住宅施工管理士制度を盛り込んだ「住宅建設の適正施工に関する法律」（仮称）の創設を目ざしてきたが、去る一月二十日、これを大きく前進させるために建設省、全建総連、全建連の三者による打合わせ会議を開いた。

この会合は同日午後、全建連本部で開かれたが、全建連から細坂節男副会長（住宅施工士制度創設特別委員長）、中川勝常務理事、吉沢事務局長、全建総連から唐沢平治書記長、谷内富三技術対策部長、岡野書記が出席、これに建設省から松谷住宅生産課長、立石建設専門官が参加し、広範な観点から制度創設にむけての検討が加えられたがこの会合により住宅施工管理士創設への取りくみもいよいよ第二段階をむかえたといえる。

制度創設への背景

全建連がこの制度創設に取りくむに至った背景については執行機関での討議経過とともに本紙で数次にわたり広報してきているが、これをまとめると

①住宅を適正施工するには、現場における技能力はもとより複雑な工程、多種にわたる部資材等の適切な管理が不可欠だが現行制度ではこれを充たすものはない②住宅建築という重要な使命を担う技術、技術者の社会的、経済的評価が低い。——等であり、集約すると、建築技能者の社会的地位の確保、需要者に対する適正施工の確保、工務店経営の合理化への対応となる。

現在までの経過と今後の対策

これらの背景から全建連では五一年八月、第九回理事会で住宅施工士制度創設特別委員会を設置、現在まで一年五ヶ月にわたり法制化のための準備をすすめてきている。

この間委員会では五一年十月、目的、資格、業務、適用等八項からなる「住宅管理士制度大綱」を定め、さらに同年十月、この大綱を拡大、住宅施工の責任体制をもりこんだ「住宅建設の適正施工に関する制度要綱」としてまとめている。この二十日の全建総連、建設省を含めた会合は、今までの準備段階から調整、整理段階へすすみ始めた第一歩といえる。行政においても中央建設業審議会、建築審議会の答申（住宅建築にかかわる現行諸制度のみなおし・住宅建築技能者の処遇を確するための資格制度創設）を受け前むきな対応を示しており、今後、建設省、業界が協力して、本年五月ごろまでに成案するため定期的に研究討議を行うことになった。この制度創設は全建連設立時からの課題であり、資格に流されることのない権威あるものにするため、内部の意見を十分すいあげながら成案にむけて対処していく。

省エネルギー対策を答申

建築審議会

建設大臣諮問機関である建築審議会は一月二十三日、第二〇回総会を開き、同審議会の建築行政部会でまとめた「住宅等の建築物における省エネルギー対策の推進方に関する答申」を了承、桜内建設大臣に答申した。

その答申内容は、おおよそ次のとおりである。

省エネルギーの基本的方向として、今後、居住水準の安定向上を確保しながらエネルギー消費を、エネルギー供給に見合った水準にとどめる必要があり、これを達成するたの対策は次のような基本的立場から行われるべきであるとしている。

第一には、住宅等の建築物はその全体を短期間のうちに改善する事が不可能なので、エネルギー需給の動向を勘案しつつ長期間徐々に省エネルギー化された住宅建築物の比率を増して行く必要がある。

第二には、省エネルギー対策に伴って居住水準や建築の性能の低下を招くことは避けるべきであり、これらの向上の過程の中で省エネルギー化を実現しなければならない。

以上のような方向に沿って具体的な省エネルギー対策を講じる場合、留意事項として次のような事があげられる。

①省エネルギー対策を行うに当たっては設計、構造、設備など相互の関連性を十分考慮した上で最も適切な方法によらなければならない。

②わが国は南北に長く、様々な気候風土の地域があるため、気候条件の違いとともに暖房などの生活様式が異なっている。このため省エネルギー対策は、地域の実情に即して行う必要がある。

③省エネルギー対策を実施するにあたっては、わが国全体で節約されるエネルギーと対策のために要する生産段階のエネルギーを十分に比較し、考慮しなければならない。

④省エネルギー対策を円滑に実施するためには、対策によって軽減される維持運転経費と対策に要する初期投資額を十分比較考慮して、その方法を選択しなければならない。例えば、住宅の断熱性能向上を図る場合に、そのために要する建築費の増加分を省エネルギー効果による維持運転経費の減少によって回収できるような方法をとる必要がある。

こうした基本的方向を踏まえ当面の対策として、設備機器の効率向上、使用方法の合理化を各用途別エネルギーについて行うとともに、暖冷房エネルギーを主対象として建物の設計、構造の改善を行うべきとしている。このため省エネルギー基準の設定、促進の助成策、普及・啓蒙活動の実施などの必要性を提言している。

住宅の省エネルギーの基準であるが、暖冷房における省エネルギーの目標を、当面表に示すような枠を前提とし、住宅の暖房エネルギーの原単位である熱損失係数（内外温度差一度、床面積一平方㍍一時間当たり）を現存住宅の⅜程度引き下げる必要がある。断熱構造基準はこれを達成できるように早急に設定しなければならない。

また答申は、省エネルギー対策の有効な実施を図るため、以上の事項を含めた所要の立法措置を講じる必要があるとしている。

さらに、立法措置、金融・税制面での助成の他、省エネルギーの必要性について国民各層の理解を得るため普及活動も強力に推進しなければならないとしている。

なお、同答申（案）をまとめた専門委員会には、本会細坂副会長が委員として参画した。建築行政部会、建築審議会総会には、昨年建築審議委員に就任した今井会長が出席、同答申の審議、決定を行った。

断熱材をつめ込む作業

住宅における必要省エネルギー量について

区分＼用途	暖冷房	給油	その他	合計
二次エネルギー（1戸当たり）万キロ㌍				
50年度（実績）A’	400	270	270	940
60年度需要見込みB’	650	410	280	1,340
60年度省エネルギー後需要C’	580	390	270	1,240

あれやこれや

ある雑誌に、まかぬ種は生えぬということわざについての記事が載っていた。ある事をやらなければいい結果は生れない、努力があってはじめて良い成果が得られるということに使われるようである▼今年こそは花を育ててやろうなどと思っていても種をまかねば生えぬし、種まきの時機をのがしてしまっては花一輪も咲かぬ道理である。仕事でもまた世情一般の事柄でも同様で、たとえば仕事を当てがわれても、モタモタとためらっていれば二、三ケ月はすぐに経ってしまい、アレッと驚くことがある。大事な事はまずはじめることであろう▼イソップの寓話にどこそこまでどの位（時間）かかるかと聞かれて「まず歩け」と答えたというはなしがある。歩く速度をみなければ所要時間はわからないという風刺であろう。案ずるよりは産むが易しとはうまいことを言ったものである▼何かをはじめようと思っても明日からはじめよう、明後日からはじめようなどと考えたりしたときにうまくやれた例がない▼易では好い日とわるい日とあるようだが人間は弱い、思い立ったときはじめねば「初志」がぐらつかぬとは保証できない。思い立ったが吉日というのはそうした弱い人間にとっての一種の自己規制のモラルなのでもあろう▼一年の計は元旦にありなどというのも思い立ったときにもなかなか起きあがらぬ愚人への他律的な規制なのかもしれない▼しかし、こんなことを考えながら今年こそは、あれもやりたい、これもやりたいなどと思いをめぐらしているうちに早くも一ケ月が過ぎてしまった。サァよ何りもまず実行だ、一つ一つ確実にかたづけていこう。

明るく豊かな生活は
万全の備えから生まれます。

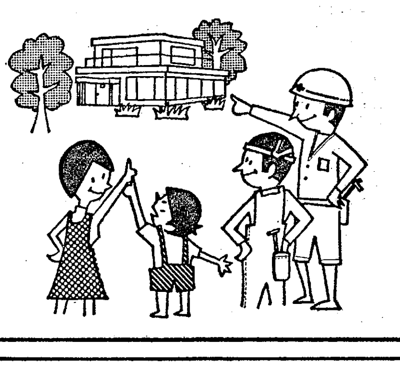

さアー入ろう。
みんなの共済に。
全建連共済

みんなで掲げよう—会員証

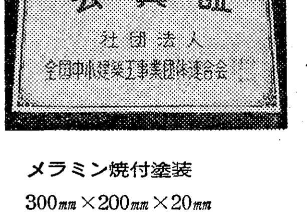

メラミン焼付塗装
300㎜×200㎜×20㎜
2.580円（直送〒500円）

- 組合名も入れられます（100枚以上の場合）
- 見本の請求も気軽にお申出下さい。
- お問合せは本部事務局か所属組合へ

全建連事業部